



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「二重の帝国主義」論の成立(2)
Author(s)	長岡, 新吉
Citation	北海道大學 經濟學研究, 30(3), 1-30
Issue Date	1980-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31507
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(3)_P1-30.pdf



「二重の帝国主義」論の成立 (2)

長岡新吉

III

日本労働組合全国協議会(全協)は1934年下半年には内紛と弾圧によって組織的にはほとんど壊滅状態におちいていた。¹⁾翌35年3月の袴田里見の検挙によって日本共産党中央委員会もまた壊滅した。「神山茂夫年譜(1)」²⁾はこの前後の神山の活動についてこう記している。まず1934年について――。

関東地方協議会の結成による全協の完全な分裂(4月)、日本共産党中央奪還全国代表者会議準備委員会(多数派)の結成(5月)による党の分裂の事態に際し『大道へ』(『著作集』(1) pp. 206—217—引用者)、『革命的労働組合の組織問題』(同前 pp. 218—235—同上)などの論文を幸福の手紙の形式で発表し、プロフォンテル第五回大会の決定にそった「大衆の赤色労働組合運動」の再建を訴える。ナルブの「新しい段階への発展的解消」という敗北を隠蔽する解体を上原清三のペンネームで批判するなど文化戦線の混乱を解決するためにも闘う。『労働雑誌』(一九三五年四月～三六年一二月)の発刊のため協力。啓蒙誌『やあ諸君』、『労働者評論』の発行をする。党再建の協力を要請して荒畑寒村とも会談。松本幸重、内野壮児らの「全協再建委員会」と協力せんとするも連絡がつかずに失敗。

つぎに1935年――。

1月、竹内文次を通して党中央の袴田と連絡せんとするも失敗。袴田の検挙(三月)による党中央の事実上の壊滅に際し、それ以後の「日本共産主義者の主要な任務は党の再建になった」と捉え本格的再建運動にとりかかる。／五月～七月、関東地方委員河島治作の自白により神山を中心とするコミュニストグループ次々と検挙され(約一〇〇名)第一次再建運動挫折。

若干補足しよう。まず1934～5年の「全協」再建運動は、神山にあっては、野坂参三に代表されるアメリカ在住共産主義者から送られて来る『国際通信』誌上の人民戦線戦術の立場からの組織論・運動論との闘いを内蔵していた。1934年11月右翼系労働組合の全国組織（日本労働組合会議。1932年9月結成）に対抗して合法左翼勢力の統一組織日本労働組合全国評議会（全評）が結成されたが、『国際通信』は、「全協」系の労働者に対しこの「全評」への無条件加入ないし「全評」との統一を人民戦線戦術として指示していた。神山は、「全協」壊滅に現われた日本における「革命的労働組合運動」の崩壊という現実および「全評」幹部のこれに果した「裏切」的役割を正しくみていないとしてこれを批判し³⁾、「全評」への加入ではなく「全協」それ自体の再建に乗り出したのである。前節でみた「幽霊ファシズム論」は、したがって、名指しはされていなかったが、事実上『国際通信』（野坂参三）の反ファシズム人民戦線戦術の批判ともなっていたのである。⁴⁾

つぎに、神山茂夫が検挙されたのは、1935年の7月10日である。官憲側の記録は、その間の状況をこう記している。「党中央部の組織殆ど潰滅するや、嘗て全協刷新同盟内に運動せる神山茂夫等は、別に党中央部の再建を目標として、東京地方に於て策動を開始せり。（中略）昭和十年二月、神山茂夫を顧問に、神山利夫を責任者に決定し、偶々当時米国共産党より送附越せる左翼印刷物によりて、自己等の運動方針が『コミンテルン』の方針と一致せるを知り、愈々具体的運動を進むるに至りたり。／右の如くにして、全協再建を表面的運動とし裏面に於ては、党中心分子袴田里見と連絡を計りしが、同人が同年三月検挙せられたるを知り、同四月下旬、神山茂夫、神山利夫、寺内貢の三名にて『コンミュニストグループ』を結成し、漸次優秀分子を獲得し、右グループの拡大を計り、以て党結成の基礎たらしめんとせり。／其の後、五月三十日神山利夫、油井ゆきの兩名検挙せられたる為、寺内貢を神山利夫の後任と決定し、組織テーゼ其の他を決定し、七月第三日曜を期し、各地代表者会議を開催して、運動を活発に進めんと企てたるが、七月七日河島治作の検挙に引続き、関係者三十余名検挙せられ、運動全く挫折するに至

れり。⁶⁾

検挙後起訴され神山は、偽装転向によって1936年10月末東京市ケ谷刑務所を保釈で出た。そして翌37年2月治安維持法違反で懲役2年（執行猶予5年）の判決をうけるのであるが、その後失業登録をうけて「思想犯保護観察法」の下で東京失業救済事業に強制的に従事させられながら、保釈直後からの第2次の共産党再建運動を秘かに続け、かたわら独自の理論的活動も休みなくおこなっていたのである。その最初の成果が、ほかならぬ神山における「二重の帝国主義」論の確立を意味する『君主制に関する理論的諸問題』（以下随時『諸問題』と略記する）であった。

この小論の冒頭に引用した神山の一文にあるように、⁷⁾『諸問題』の「原本」が作成されたのは1939年5月であった。『著作集』でみるかぎり、1936年10月の保釈からこの『諸問題』までの期間、神山は論稿を一つも書いていない。そのかわり、⁸⁾『諸問題』と同じ1939年に、戦後「整理」されて『日本資本主義分析の基本問題』として公刊された「講座派」批判の「覚書」を作成しており、また翌1940年の5月と12月にこれまた戦後公けにされた『日本農業における資本主義の発達』を執筆している。つまり、保釈後の神山は、理論的活動の面ではもっぱら、戦後にいわゆる神山理論として開花することになる三つの主要著作の構想と執筆に専念していた、というわけである。

もっとも、検挙された1935年にすでに「二重の帝国主義」論の構図ができてきかかっていたことが示すように、「神山理論」は保釈後の産物というわけではない。「黒崎和助」名で『生きた新聞』の1935年6月号に載せた「より高き段階へ——転換点に立った全労農運動——」⁹⁾が1934年以降の自然発生的なストライキの頻発に着目して山川均・猪俣津南雄等の労農運動不振説を批判し、かたわら社会大衆党の小作法案を「ブルジョア的農業進化の二つの型、二つ道」のうち「地主的進化の道」に繋がるものと攻撃しつつ農民運動はこれに対抗する「農民の変革『世なおし』の道」によってのみ「光明」を展望できる、としている点にもそれは確認できる。レーニンの「農業の資本主義的進化の二つの道」の問題こそ「農業問題をただしく理解する鍵でもあ

り、また農業危機解決の鍵でもある¹⁰⁾という立場に立って書かれた『日本農業における資本主義の発達』の思想がそこにはっきりと見出されるからである。

当面問題の「二重の帝国主義」論にかんしては「幽霊ファッショ論」発表後検挙までの6カ月間にはとくに注目すべき論稿は見当たらないが、前出「より高き段階へ」において小作法制定問題に関連して階級関係に対してもつ国家と法の「一定の独立性」を論じていること¹¹⁾、検挙の翌月(1935年8月)『生きた新聞』に「中根修三」名で発表した「日本における労働組合統一運動の諸問題」において、「反ファシズムの統一戦線」のスローガンは「ファシズムが権力にあるドイツ、イタリア、ポーランド」とは異なり日本では「プロレタリアの向うべき戦略的目標……をボカスところの種々の掩護物、煙幕の役割をはたしつつある」として「全評」や旧「労農派」の「反ファシズム」運動論を批判していること¹²⁾などは前節で検討した神山の所説との繋がりで一応紹介に価しよう。

さて、1935年7月の検挙から翌年10月の保釈までの空白期間を間にはさんで、検挙前に成立に大きく近づいていた神山茂夫の「二重の帝国主義」論は、1939年5月に一応完成をみるのであるが、現行の『天皇制に関する理論的諸問題』はこの時の「原本」ではなく2年後の「獄中復元本」を底本としているので、ここではまず『諸問題』原本から約5カ月後の1939年10月頃に執筆された「日本における人民戦線戦術について」をとりあげることにしよう。この論稿も戦後(1953年)発表に際して加筆されているため、原型のままとはいえないが、1935年の検挙直前の神山の主要な関心が日本におけるファシズムの存否と人民戦線戦術の当否に置かれていたので、「二重の帝国主義」論成立によってその人民戦線戦術批判がどういう構成をもつにいたったかを最初にみておく方が、これまでの論述との繋がりからいっても便利だからである。

「日本における人民戦線戦術について」は、「国際的人民戦線運動の一環としての日本の特殊な地位と状態」の解明からはじまる。国際プロレタリアー

トの当面する基本課題は帝国主義戦争を未然に防止し戦争の点火者と闘うことにあり、これがコミンテルンが人民戦線戦術を採用した根拠なのだが、日本のプロレタリアートの基本課題は国際プロレタリアートのそれと異なり、戦争の点火者である自国の帝国主義者に抗してすでに開始されている侵略戦争に反対しこれを停止させることだ、と神山はみる。基本課題のこうした根本的差異は国際人民戦線の対象となったドイツやイタリアのプロレタリアートの自国内の政治的中心課題が国際的・統一的課題と同じ「反ファシズム」「戦争の危機反対」であるのに対し、日本プロレタリアートの場合は「戦争反対」「反軍閥」であるという形においても現われているが、この中心課題の差異が生ずる根拠は、一つは日本がすでに戦争を開始していること、他の一つは「日本がこれらの諸国とともに、高度に発達した帝国主義国であるにもかかわらず、その国内に多くの封建的残存物を持ち、とくに政治権力が絶対主義的天皇制の手中にあるという特殊の事情¹⁶⁾」にある。このように、国際的な人民戦線運動の場合とは異なる日本プロレタリアートの当面する課題の特殊性とその根拠を明らかにしたのち、神山は、日本における人民戦線結成の主体的条件の有無の問題に筆を進める。

1933年初めから35年夏にいたる労農運動を三期に区分して概観した上で神山は、人民戦線運動の枢軸となる労働者階級の統一行動の第一の不可欠の前提条件は強固な統一性を保持している共産党の存在にあるという観点から、日本においてはそうした前提条件は欠落している、と結論づける。党潰滅の事実を率直に認めること、これが決定的に重要だというのである。「したがって、日本において人民戦線戦術を展開するためには、その主体となるところの共産党再建の問題が不可欠の前提であり、この解決なくしては、人民戦線運動にとって、たとえ客観的にどんな有利な可能性が存在しようとも、これを一つの現実性に転化する主要条件をもたぬ¹⁶⁾」と神山はみる。周知のように1935年（7月25日～8月20日）の第7回コミンテルン大会は人民戦線のテーゼを採択した。これを承けて神山は「共産党と共産主義者はコミンテルンの諸決定を最大限に生かし、かつ適用するよう全力をかたむけ¹⁷⁾」ねば

ならぬ、という。だが、そのためにはまず、「各国の具体的特殊性、それにもとづく発展的傾向の独自性、ならびに最大限の戦術的具体性、複雑性、屈伸性を把握し、その国の、その時における特殊の戦術的環を発見し、これを固持し、発展させるためにこそ、必死の努力をしなければなら¹⁸⁾ず、それは「強力な統一性ある共産党の存在」を前提にしてはじめて可能となるのだ、というのが神山の立場であった。まず日本共産党の再建を、これが『著作集』で80ページにおよぶこの長文の論稿の結論だったのである。こうした立場から神山は、「根本において、共産主義者の原則的立場と活動をさげ、国際的な『新事態』と『戦術』に幻惑されて、わが国の独自性を無視し、それに応じた変化をすすれ、単純な棒暗記の公式と化した『反ファシズム統一戦線』を唯一の真理としてふりまわ²⁰⁾す「わが国の共産主義者の一部」に終始一貫反対し、これに徹底的な批判を加えたのである。ここにいう「共産主義者の一部」とは、いうまでもなく『国際通信』誌上のそれであり、またその日本国内における追随者である。さきの神山の結論は実は基本的には『国際通信』1931年5月号に掲載された「岡野」(野坂参三)「田中」(山本懸三)署名の「日本の共産主義者へのてがみ」(1936年2月10日付)との対決の所産であったのである。だが、日本における反ファシズム人民戦線の結成を促したこの有名なアピールに対して神山がどのような批判を展開したかについて、ここでいちいち立入るわけにはいかないし、またその必要もない。ここでは、当面の問題である「二重の帝国主義」論に直接かかわる「日本におけるファシズムの問題」²²⁾に限定して神山の立論をみてみよう。

「満州事変以降、とくに五・一五事件以来急激に増強した政治的反動の主体が、軍部・軍閥とくに天皇主義的・侵略主義的冒険主義者であると確認する点」では自分と野坂らとの間には意見の相違はないが、問題はこの事実をどう「評価」するかにある、とまず神山²³⁾はいう。そして、「天皇制機構のうちの最も反動的な最も野蛮な帝国主義者である」軍部を「ファシスト」と規定する「てがみ」に自からの見解をつぎのように対置する。(1)「日本の絶対君主制は、もちろん帝国主義であるが、近代のブルジョア帝国主義と歴史

的範疇を異にするところの軍事的・封建的帝国主義であり、高度の独自性をもつ軍部はその背柱であり、²⁴⁾指導力である」。(2)「絶対主義的天皇制は、みずから最大の土地所有者であり、寄生地主的土地所有をその固有の物質的基礎とする。……それは、天皇制・資本家・地主の三つからなる日本の支配体制中第一のものであり、みずから高度の独立性と独自性をもつ国家権力である。²⁵⁾」(3)「満州事変」は「ブルジョア的政治勢力を絶滅して軍事独裁を実現しようとする軍首脳部の軍事的一揆計画の一部であり」「五・一五、二・二六を典型とする軍部内の極端分子の本質は、皇室絶対主義にあり、ファシスト的言動は見せかけである。²⁶⁾」(4)「したがって軍事的・封建的帝国主義＝天皇制反動支配の強化、とくに軍部の諸政策と行動は、そのままファシズムであるいはその強化と特徴づけるべきでなく、天皇制的専制的軍事独裁の強化と特徴づけるべきである。²⁷⁾」

ここでなによりも重要なことは、寄生地主的土地所有を固有の物質的基礎とする「日本の絶対君主制」すなわち「絶対主義的天皇制」を近代ブルジョア帝国主義とは歴史的範疇を異にする「軍事的・封建的帝国主義」と明確に規定していることである。1935年初頭までの諸論稿の検討を通じて私は、神山が一方で、なお安定したそれとしてではないが「32年テーゼ」の「軍事的・封建的帝国主義」概念を自己の論稿中に取り入れつつあり、他方でその固有の物質的基礎を封建的土地所有に見出すことによって絶対主義概念を彼なりに明確にして天皇制を絶対君主制（絶対主義的天皇制）と規定し、その属性としての「封建的侵略主義」に注目するようになった経過を明らかにしたが、その「軍事的・封建的帝国主義」と「絶対主義的天皇制」とはここでは等号によって結ばれるようになった、というわけである。そして、この「軍事的・封建的帝国主義」は、多くの「外見的類似点」をもつとはいえその「帝国主義の本質」も「歴史的意義」もファシズムとはまったく異なる、というのがここでの神山の中心的論点なのであった。

それでは両者の決定的差異はなにか。「この点は革命の戦略に端的にあらわれる」と神山はいう。そしてつぎのように書く。「すなわち、金融資本の

公然たる独裁であるファシズムの打倒をめざす国の革命の性質は一般にプロレタリア革命であり、軍事的・封建的帝国主義＝天皇制の打倒をめざす日本の革命はブルジョア民主主義革命である」²⁸⁾と。「32年テーゼ」の二段階革命規定が生きているかぎり、日本においてファシズムはそもそも問題になりえない、というのが神山の立場であったことがこれでわかる。「32年テーゼ」の戦略規定の意義の徹底的把握を抜きに反ファシズム人民戦線の結成を安易に呼びかけることは根本的誤りという立場、とそれは言い換えてもよいであろう。この論稿に先立って原型が出来ていた『天皇制に関する理論的諸問題』の中で神山は、「軍事的・封建的帝国主義」と「ファシズム」の「本質的差異点」を五つ挙げて一覧表的に示していたが、その第五番目に挙げられていたのがやはり両者それぞれの国家権力に対する「革命」の本質的差異であった。そして残る四つはすべてこの問題に収斂する性質のものであったのである。もっとも、「ファシズム」の場合には、それ「に対する闘争は常に必ずしも右の内容〔プロレタリア革命—引用者〕を追求するのではなく、ブルジョア・デモクラシーの『再興』や『擁護』にとどまる時もある」²⁹⁾とされていたが、「軍事的・封建的帝国主義」の場合には「再興」や「擁護」さるべき「ブルジョア・デモクラシー」それ自体が存在していないと考えられていたことは、あらためていうまでもなかろう。

今日の研究水準からみれば、神山の日本ファシズム否定論は到底受け入れがたいのだが、ともかく、以上から、日本における反ファシズム人民戦線戦術の批判をとおして「軍事的・封建的帝国主義」概念が安定した概念として定着するにいたり、それは「ファシズム」概念と対置さるべき概念として確立をみた、といいうるとすれば、「二重の帝国主義」論はこれとどう繋がるのであろうか。結論を先廻りしていえば、この神山における「軍事的・封建的帝国主義」概念の確立は、いいかえれば、レーニンの「軍事的・封建的帝国主義」概念の神山なりの解釈の確立は、同時に「二重の帝国主義」論そのものの確立を意味していたのである。この論稿においてそれはつぎのような表現となって表れていた。「国の経済機構に多くの封建的残存物をもちながら、

高度に発展した近代的・ブルジョア帝国主義が国民経済を支配しており、しかもその発展と侵略性および階級的利害が、歴史的にはよりおくれた帝国主義＝軍事的・封建的帝国主義によって代行し補充し倍加されつつあるところの天皇制日本³⁰⁾」と。

しかし、神山がこの論稿で「二重の帝国主義」論に立つ日本帝国主義観を明示的に述べているのはこの箇所だけであった。すでに完成し同志の間で回読されていた『君主制に関する理論的諸問題』の「二重の帝国主義」論を前提に日本におけるファシズム権力の存在を否定しつつ人民戦線戦術を批判することがこの論稿の目的だったので、それはそれでよかったのである。したがって、神山の「二重の帝国主義」論とその理論に立脚する日本帝国主義論の論理構成を知るためには、この論稿の5カ月前に書かれた『君主制に関する理論的諸問題』に立ち帰らなければならない。現行『天皇制に関する理論的諸問題』が1939年5月脱稿のこの「原本」と理論上の基本的骨格において重大な差異はないという認識を前提にして、これまでその経過を追ってきた「二重の帝国主義」論への神山の思考の熟成過程がどのような形態で完結するにいったか、以下に明らかにすることにしよう。

- 1) 渡辺 徹『日本労働組合運動史』(青木書店, 1954年)第8章参照。
- 2) 神山茂夫研究会編集『神山茂夫研究』No. 1 (1975年)所収。
- 3) 「まず敵の武器を叩き落せ」(署名は「石川生」, 1934年12月20日付, カーボン・コピー), 『著作集』(1), pp. 256-266。
- 4) 野坂参三は『国際通信』に「天皇制とファシズム」を書き(1935年5月。『現代史資料』14〔社会主義運動1〕みすず書房, 1964年, pp. 705-7), 「日本にファシズムは存在する」という立場から神山の「幽霊ファシズム論」を批判した。「何よりもまず…機構である」天皇制とファシズムはその「階級の本質」と「独裁の手段」において異なっているが、そのことは天皇制が「ファシスト的方法」を用いて「グラツキだした」「現存の抑圧制度」を強化することを排除するものではない。その運動の先頭に立っているのが軍部であり、それは「軍事ファシズム」である。そしてファシスト的手段の採用を通じて一方ではソヴィエトへの軍事攻撃の開始が早められると同時に、独占資本が天皇制とより一層強力に結合してその政治的重要性を倍加するに至るであろう。村松(神山)はこの点を完全に見落している。——これがその論旨であった。この論稿はいささか明晰を欠く文章で文意を正確にとりかねるので

あるが、絶対主義的天皇制を機構として押さえ、ファシズムをその機能面で捉える後年の「天皇制ファシズム」論に近い見解とみてよからう。(全く同じというのではない。この点、安部博純『日本ファシズム研究序説』〔未来社、1975年〕pp. 97-99参照)。神山はもちろんこうした見解に真向うから反撃を加えた。以下にみる「日本における人民戦線戦術について」がそれであった。

- 5) 「東京刑事地方裁判所・予審問調書—神山茂夫の部」(『神山茂夫研究』No. 4)の「第七回問調書」(同上, p. 42)による。なお、内務省警保局編『社会運動の状況 7, 昭和10年』(復刻版, 三一書房, 1972年) p. 23をも参照。
- 6) 前掲『社会運動の状況 7, 昭和10年』p. 22。ここには神山等の運動方針が『国際通信』誌上のコミンテルンのそれと一致していたように書かれているが、これは誤りである。
- 7) 本稿「まえがき」注4) (北海道大学『経済学研究』第30巻第1号, 1980年) pp. 165-6参照。
- 8) 栗原幸夫編「神山茂夫著作目録 (I) 戦前編」(『神山茂夫研究』No. 1, 1975年)による。1947年公刊の『日本資本主義分析の基本問題』の「序」にはただ「非合法時代」とあって(『著作集』〔3〕, p. 11)執筆年は示されていない。
- 9) 『著作集』(1) pp. 298-314。
- 10) 神山茂夫『日本農業における資本主義の発達』(『著作集』〔3〕) p. 168。
- 11) 『著作集』(1) pp. 310-311。
- 12) 同上, pp. 327-330。
- 13) 前出「まえがき」注4) 参照。
- 14) 『著作集』(2) p. 141の編者注参照。
- 15) 『著作集』(2) p. 144。
- 16) 同上, pp. 159-160。
- 17), 18), 19) 同上, p. 220。
- 20), 21) pp. 219-220。
- 22) 神山は『国際通信』のアピールをさまざまな側面から批判したが、「政治的スローガン」にかんしては問題点を四つに絞っていた。その「第一の問題」が「日本におけるファシズムの問題」であった。『著作集』(2) p. 160参照。
- 23) 『著作集』(2) p. 160。
- 24) 同上, p. 161。
- 25) 同上, pp. 161-162。
- 26), 27) 同上, p. 162。
- 28) 同上, p. 163。
- 29) 同上, p. 270。
- 30) 同上, p. 167。

IV

『天皇制に関する理論的諸問題』（以下随時『諸問題』と略称）は、日本の帝国主義は「二重の帝国主義」であり、それは戦争を通して発展してきたが、今日（1930年代末）日本帝国主義は「二重の帝国主義」であるがための致命的弱点をもたまた露呈しつつあるので、この点の的確な認識を前提にしてのみ日本の革命的労働者と前衛は勝利の展望をもつことができる、と訴えた第1章の「日本帝国主義と戦争」からはじまる。この章は、一見そうみえるような本論に対するたんなる「まえがき」部分ではない。それは、序言であると同時にまた結論でもあって、神山にとって「二重の帝国主義」論は自からの実践的課題と深いかわりをもって提起されていたのであった¹⁾。第2章から第6章までは、その「二重の帝国主義」論の理論的根拠づけを、国家理論、絶対君主制論、絶対君主制とボナパルチズムおよびファシズムとの比較論をとおして行った部分である。続く第7章、第8章では日本における絶対君主制としての天皇制の生誕とそれが「軍事的・封建的帝国主義」として確立していく過程を明らかにする。そして第9章、第10章において日本における前衛党の戦略問題の歴史的概観を行いつつ「二重の帝国主義」論の観点から主として「27年テーゼ」の「誤謬」と「弱点」を指摘して「32年テーゼ」の正しさを主張し、「32年テーゼ」の戦略論に立つ天皇制＝「軍事的・封建的帝国主義」の打倒のもつ「世界史的意義」を論じている。現行『諸問題』は第11章として「結論に代えて——一九四〇年末の政治情勢と天皇制」を最後に載せているが、これは、1940年12月日本共産党再建の基本方針書として脱稿した「日本の情勢と日本労働者階級の基本的任務」²⁾の「三、日本における支配体制の特徴と政治形態の発展」³⁾を「二重の帝国主義」論の見地から再構成し、戦後『諸問題』公刊に際し新たに追加したものである。

『諸問題』の構成は概略以上のとおりであるが、かの「軍・封・帝国主義」論争以来すでにしばしば議論の対象とされてきた周知の著作であるので、ここで章別にその内容を詳しく紹介する必要はなからう。以下では、これまで

追跡してきた神山の理論的進化の中での「二重の帝国主義」論の成立につながる基本的諸論点が『諸問題』においてどう深められ、相互にどのように体系づけられるにいたったかをみることによって、完成した「二重の帝国主義」論の理論的特徴を摘出してみよう。

「二重の帝国主義」論の理論上の核心は、「軍事的・封建的帝国主義」概念の神山特有の解釈にあり、その解釈を成り立たせる神山独自の国家理論、絶対君主制論にある。それは、つぎの三つの命題から成立する。

①「国家権力とは具体的な武装した人間集団であり機構である⁴⁾」(したがって軍隊および官僚機構の実質的変化を伴わないかぎり国家権力の変化をいうことはできない)。

②「絶対君主制は資本主義的關係の一定の発展の所産であり、かつ同時にその発展と成長の槓杆たるにかかわらず、その直接に対応する経済制度の本質は封建的である⁵⁾」

③「軍事的・封建的帝国主義」とは、「封建的本質」をもつ絶対君主制の「最後の段階における対内外政策、特に軍事的・侵略政策を特徴づつつ」その最後の段階の「絶対君主制」を指してレーニンがいった言葉である。⁶⁾

①は1932年11月執筆の論稿「日本における革命の中心問題」においてすでにレーニンに拠って展開していた国家＝暴力機構論である。「常備軍、警察、監獄等系統的暴力の組織の独裁の本質⁷⁾」に変化がないかぎり資本主義がいかに発展しても国家権力の本質には変化がないのだから、日本では明治以来敗戦(1945年)まで国家権力はいささかも変質していないことになる。「資本主義的帝国主義」とは全く別個に「軍事的・封建的帝国主義」が存立する神山なりの理論的根拠——「帝国主義」の二重存在の根拠——がここにまず与えられている。そして注目してよいのは、こうした立論が前記論稿と同様猪俣津南雄への批判として組み立てられていることである。「戦略問題の中心が国家権力の問題にある」というのは「昔日の労農派の理論的驕将猪俣の文字通りの馬鹿の一つ覚えであった⁸⁾」と揶揄しつつ、この①の「命題はレーニンが特に『国家と革命』で輝かしく、浮彫りのように描出しているにも

かかわらず一般に軽視され、二言目には、戦略問題の中核は国家権力の問題であると力みかえる当の猪俣先生が、盗人が盗品の埋没個所を避けて通るように、極力ふれるのを恐れた重要点である⁹⁾」というのである。

「現代日本の政治的支配の実権はすでにブルジョア¹⁰⁾に帰した」と1927年に書いたのはたしかに猪俣津南雄であったが、その猪俣を批判する神山は、それでは、日本国家の中にブルジョア¹¹⁾の階級的利害の貫徹をいささかも認めないのかといえ、実はそうではない。国家の経済関係に対する「一定の独立性¹²⁾」を国家＝暴力機構論の観点から説きつつ、同時にブルジョア¹³⁾の階級的利害の問題もその国家論のなかに組み入れようとしたのが、1934年3月の論稿にすでに姿を現わしていた「国家と政府の区別」論であった。『諸問題』において、それは、「国家と政府とは、その階級的性質は根本においては勿論同一であるが、その役割は異なり、比喩的にいえば人体における胴体と頭の如き関係にある」、「国家と政府の階級的性質は同一であるが、政府の採用する日常政策の階級的性質は、必ずしも国家の階級的性質と同一でない」、「政府の階級的性質は国家とは部分的に異なる規定をもち得る」と定式化されている¹²⁾。そして、この「国家と政府の区別」論の日本への適用によって「天皇制の展開する日常政策は、その成立以来終始一貫ブルジョア¹³⁾地主的である」という命題が生み出されることになる。これを敷衍して神山はつぎのようにいう。「絶対主義的天皇制は、その半封建的本質にもかかわらず、その歴史的役割に応じて、さらにはその依拠する支配階級との同盟を強化し維持するためにその政府が展開する手段と方法、すなわち日常政策は、必然的にブルジョア¹⁴⁾地主的であり、資本主義的諸関係の発展、特に帝国主義ブルジョア¹⁴⁾の比重と役割の増大に応じますますブルジョアの性質を濃厚に帯びるにいたるのは当然である。すなわち、絶対主義的官僚機構の頭部たる政府の展開する日常政策は、明らかにブルジョア地主的であり、ある場合ブルジョア¹⁴⁾的である。」

みられるように、政府の日常政策において「帝国主義ブルジョア¹⁴⁾」の階級的利害が貫徹していることを神山も認めるにやぶさかではないのであ

る。にもかかわらず、なぜ天皇制は「絶対主義的」なのか。いうまでもなく天皇制を暴力機構として捉えた場合、それは「絶対君主制」としての本質をもっているからである。さきに挙げた命題の②がここで重要な意味をもつことになる。

「絶対主義とは、資本の本源的蓄積の過程に照応して、世界史的に現われた独特の暴力的武力的組織——独立軍隊・警察・憲兵が全権をもつ専制的君主政治の形態である¹⁵⁾」という定義に神山の「国家＝暴力機構」論的把握がまず如実に現われているが、神山は「絶対主義」（あるいは「絶対君主制」）を宙に浮いた機構として捉えていたのでは決してなく、その機構に固有の物質的基礎と一体化して把握していたのであり、これがここでの枢要点となる。命題の②は、「絶対君主制によって立つ固有の物質的基礎即ちこれに直接に対応する、経済的制度は半封建的土地所有関係である¹⁶⁾」という別様の表現においても存在しているのである。そしてこの点こそが「絶対君主制」と「ボナパルチズム」、「絶対君主制」と「フェシズム」とを分つ最大の分岐点であった。

それでは天皇制を「絶対君主制」と規定しうるその固有の物質的基礎はなにか。いうまでもなく「半封建的土地所有」としての「寄生地主的土地所有」であった。1934年末ないし35年初頭に成稿の「現在の情勢と展望」において明確になっていたこの論点は「国家権力としての天皇制は、国家権力が一般にもつ独立性に、絶対主義政権一般の特質たる支配階級に対してさえもつ独立性と独自性が加重している¹⁷⁾」が、この「高度の独自性と独立的要因をもつ絶対君主制は、何よりもまず国家権力としての軍事的・警察的官僚機構であり、第二にその固有の物質的基礎は寄生地主的土地所有であり、自らが最大の土地所有者である点において、あくまで封建的な本質をもつ¹⁸⁾」となって『諸問題』に再現している。「国家権力の相対的独立性」から区別された「絶対君主制がもつ、相対的に大きな独自性」の観点（1934年8月に確立したそれ）もここから窺うことができよう。また、同時に、その絶対君主制論（第4章「絶対君主制の歴史意義と特質」）では言及はまったくないが、

日本については「日本の絶対主義的国家そのものこそ、国の最大の地主であり、同時に巨大な国家資本をもって軍事産業と金融、運輸と通信等を経営していることを忘れることは許されぬ¹⁹⁾」と述べて、国家資本を「日本の絶対主義的国家」たる天皇制の物質的基礎としている点にも注目する必要がある。これも1934年8月の論稿における神山の見解であった。

そして、以上のような内実をもつ絶対君主制あるいは絶対主義的天皇制がその本来的属性たる軍事的侵略的性格（かつて神山が「封建的侵略主義」と名付けたもの）を露骨に現わすにいたったとき、神山はその絶対君主制あるいは絶対主義的天皇制をまるごと「軍事的・封建的帝国主義」と規定するのである。命題の③である。「ルイ十四世、フレデリック大王の時代」「ツァーリズム」がそれであり、日本では明治20年代以降の天皇制である²⁰⁾。

さて、神山における如上の「軍事的・封建的帝国主義」概念の確立、いいかえればレーニンの「軍事的・封建的帝国主義」概念の神山なりの解釈の確立は、そのまま神山の「二重の帝国主義」論の成立を意味していた。日本についていえば、寄生地主的土地所有と国家資本を物質的基礎とする暴力機構としての絶対主義的天皇制（＝「軍事的・封建的帝国主義」）は、政府の日常政策においてはブルジョアジーの階級的利害を反映させることはあっても、経済構造に対し強固な独自性をもって聳立しているのだから、したがってまた近代的帝国主義が成立しても、それが国家権力内部になんらかの影響を与えるのは政府の日常政策レベルでのことであって暴力機構（＝「軍事的・封建的帝国主義」）そのものにはいささかも変容をもたらさないのだから、近代的帝国主義成立以後には帝国主義は、異質の二つの実体として自から二重に存在することにならざるをえないからである。したがって、神山にとって日本における「二重の帝国主義」の存在の検証は、ただ、日本における近代的帝国主義の成立をいつとみるか、という問題を解決することになる。

それでは、ロシアではそれは「二十世紀初頭²¹⁾」であったが、日本では、いつか。だが、『諸問題』ではこの問題についてほとんど議論を展開しておら

ず、わずかに、「明治三〇—四〇年の間に、日本資本主義は急激に成長し、産業資本主義の時代を確立したのであるが、それは同時に、独占資本主義の段階への移行の時期でもあった²²⁾」という一句と、「その〔戦争の〕結果は、初期においては日本のブルジョア的帝国主義の発展の地ならしでありバネ（特に日清戦争の獲物が、日本の資本主義的発展に対して演じたような）の役割を、日露戦争以後においては、さらにそれは独占資本主義の侵略性を触発し、代行し、補充しかつ倍加する役割を演じた²³⁾」という文言に近接する「日清戦争は、本質においては軍事的、封建的帝国主義の戦争であり、日露戦争は双方の側において、二重の意味においての帝国主義戦争である²⁴⁾」という一句から、日露戦争（1904—05年）時点（あるいはその直前）から日本は近代的帝国主義へ移行した、と神山が理解していることを知りうるのみである²⁵⁾。

ともあれ、日本帝国主義は日露戦争以降「軍事的・封建的帝国主義」と近代的帝国主義から成る「二重の帝国主義」として把握されることになるが、この二つの帝国主義の「緊密な相互関係²⁶⁾」は、「32年テーゼ」の命題を若干敷衍している「日本においては独占資本主義の侵略性〔近代的帝国主義—引用者〕は、絶対主義的な軍事的・封建的帝国主義の侵略性によって道をひらかれ、代行されたばかりでなく、その軍事的冒険主義によって倍加されている²⁷⁾」という言葉に集約されることになる。「日本の絶対君主主義は生れると間もなく軍事的・封建的帝国主義として発動し、近代的帝国主義と異なるものとして自己を確立したばかりでなく、後者の先導者となり、代行者ともなり来った²⁸⁾」としても、それは表現されている。例えば、「満州事変」について神山は、それは「日本帝国主義の本質にもとづく一貫せる領土拡張侵略政策の具体化である²⁹⁾」（傍点引用者）という。いうところの「日本帝国主義の本質」は「二重の帝国主義」として把握されるべきものであるから「満州事変」の本質もまた同じ視点から捉えられなければならないことになる。神山はいう。「これ〔満州事変〕は一方では、中国の支配権をめぐる激烈な帝国主義的対立および中国における民族運動の昂揚、特に蔣張合作による満州における日本の帝国主義的権益の動揺、並びに世界経済恐慌の一環たる深刻な

経済恐慌よりの活路を、戦争に求めんとするブルジョア的帝国主義の要求と利害に根ざし、他方では、帝国主義列強との闘争及び中国の民族運動抑圧並びに対ソ攻撃戦に有利な軍事的地位を先取し、国内的には当時震撼せしめられつつあった軍事的・警察的天皇制支配を維持し、さらに政府と上層官僚機構を占拠して、軍部特にその指導部たる軍閥の利益に反する対外政策を展開しつつあったブルジョアの勢力に対する攻撃を企図するところの、絶対主義的軍事的冒険主義者〔「軍事的・封建的帝国主義」の担い手—引用者〕の全般的反撃計画——三月事件・十月事件——の一部であり、かつその蹶起の合図でもあった³⁰⁾（傍点引用者）と。後者は「結果においてはブルジョア的・帝国主義の侵略性を代行しかつ補充するものではあるが、しかもなお相対的に大きな独立的要因をもつ」点³¹⁾に着眼すべきことを神山は強調するのである。

神山茂夫の「二重の帝国主義」論はおおよそ以上のような構造をもつ。そういうものとしてそれは、1939年5月の『君主制に関する理論的諸問題』においてその原型が完成したのであった。

1941年5月1日神山茂夫は神奈川県藤沢で検挙された。前年来「全協」および日本共産党再建のための世話人会議を相ついで開催して着々と組織を固め、翌41年2月伊豆天城山で全体会議の開催を予定していた矢先に「神山グループ」の大半が一斉検挙をうけてから3カ月後のことであった。1945年8月1日治安維持法違反の罪で懲役15年を求刑され、敗戦後の8月31日求刑どおり判決されたが、10月9日出所。そして翌46年12月、同年の『経済評論』4月号に載った信夫清三郎の「日本帝国主義の終焉」を「二重の帝国主義」論の立場から批判した『「軍事的封建的帝国主義とは何か——信夫清三郎君に問う——」を『人民評論』に発表する。それは『天皇制に関する理論的諸問題』が民主評論社から出版されて神山の「二重の帝国主義」論の全貌がはじめて公けになる6カ月前のことであったが、この論文を契機にあの「軍・封・帝国主義」論争が始まったのであった。

1) 津田道夫氏の考証によれば、現行『諸問題』の底本となった「君主制に関する理論的諸問題」の「獄中復元本」にはこの第1章は存在せず、そこでは「はしがき」の

- 次は『諸問題』の第2章が第1章となっている。そして津田氏は現存の神山の獄中メモにある目次プランから現行『諸問題』の第1章は1939年5月の「原本」からもってこられたものと推定している（前掲「日本マルクス主義と神山理論・その2」）。これが正しいとすれば、この第1章は、1941年5月に検挙される前の偽装転向期（第2次共産党再建運動期）の神山の生々しい実践的関心のありどころを伝える文章ということになる。神山の「二重の帝国主義」論と実践活動のつながりが、反ファシズム人民戦線戦術批判とは別にここに与えられているとみる所以である。
- 2) 『著作集』(2) p. 372 以下。ただし、戦後『激流に抗して』（潮流社、1949年）に収録されて公にされた現行の「日本の情勢と日本労働者階級の基本的任務」もまた1940年12月の「原本」（ないしは1941年7月の「獄中復元本」）と全く同じ内容のものではない（津田道夫・前掲論文参照）。
- 3) 『著作集』(2) pp. 409-423。
- 4), 5) 同上, p. 253。
- 6) 同上, p. 254, ただし傍点は引用者のもの。この箇所を原文どおりそのまま引用するとこうである。「絶対君主制のこの封建の本質の故に、その最後の段階における対内外政策、特に軍事的・侵略政策を特徴づけつつ、レーニンはこれを軍事的・封建的『帝国主義』とよんだ。」（傍点引用者）ここで括弧が「帝国主義、だけにつけられているのはレーニン『革命の二つの方向について』の中の表記（『レーニン全集』21, p. 433）に従ったものであろうが、前後の分脈からみて「軍事的・封建的帝国主義」全体に括弧を付している場合とは異なった意味合いを神山が持たせているとは思われない（レーニンおよびスターリンのこの括弧のつけ方の違いに着目して「二重の帝国主義」論批判の論旨を組み立てたのが、実は服部之總だったのであるが。服部「近代国家としての『軍・封・帝国主義』」（『服部之總著作集』第7巻、理論社、1953年、所収）。問題は、傍点を付した「これ」とはなにを指しているか、である。素直に読めば「対内外政策」ないし「軍事的侵略政策」である。ということは、神山が「軍事的・封建的帝国主義」を、井上清氏が『日本帝国主義の形成』（岩波書店、1968年）でそうしたように、政策の性格と理解していることを示すといえそうだが、実はそうではない。『天皇制に関する理論的諸問題』の全体の構成からすると、「軍事的・封建的帝国主義」とは神山の場合軍事的侵略政策と不可分の関係にある、あるいは軍事的侵略的性格を基本的属性とする「最後の段階」の絶対君主制（＝国家権力）を指していることは明らかだからである。戦後の神山のつぎの定義にこの点は集約的に表現されている。「軍事的・封建的帝国主義の概念は、封建制から資本制への転化の時期に反応する権力形態としての絶対君主制——その絶対主義的君主制の対外侵略性と、権力機構としての特質を特徴づけて用いるところの、資本主義と対立した意味での、ヨリ『古い社会』ヨリ古い『歴史的権力』そのものを意味するのだ。」（神山「『軍事的封建的帝国主義』とは何か」〔『著作集』

- (4)] p. 160, 傍点は引用者)。
- 7) 『著作集』(2) p. 236-237。
- 8) 同上, p. 236。
- 9) 同上, p. 237。
- 10) 猪俣津南雄「現代日本ブルジョアジーの政治的地位」(猪俣『横断左翼論と日本人戦線』而立書房, 1974年, 所収) p. 31。
- 11) 『著作集』(2) p. 236。
- 12) 同上, p. 237, この命題の背後には1927年3月に公表されたスターリンの論稿が存在するが、これについては後に触れる。
- 13), 14) 同上, p. 301。
- 15) 同上, p. 245。
- 16) 同上, p. 247。
- 17) 同上, p. 302。
- 18) 同上, p. 301。
- 19) 同上, p. 302。
- 20) 『天皇制に関する理論的諸問題』では1890(明治23)年12月の第一帝国議会における首相山県有朋の演説(国の独立を維持するには「主権線」[=「国の疆域」]を「守禦」するだけでは不十分で「利益線」[=「主権線の安危に, 密着の関係ある区域」]の保護が不可欠である, とした内容のもの。『大日本帝国議会誌』第1巻, p. 469 参照)を「維新によって生れた日本の絶対君主制がこの時代には軍事的封建的『帝国主義』に発展しつつあったことの, 公然, かつ大胆な声明であった」(『著作集』[2] p. 244)と述べているだけであったが, 「軍・封・帝国主義」論争の発端となった戦後の論稿『「軍事的封建的帝国主義」とは何か』では, はっきりと「明治維新によって生まれた絶対君主主義的天皇制が, その内包していた本質を露出して, 対外侵略戦争に転換しはじめた明治二十年代以後を, 軍事的・封建的帝国主義と規定すべきだ」(『著作集』[4], p. 161)としている。
- 21) 『著作集』(2) p. 251。
- 22) 同上, p. 297。
- 23), 24) 同上, p. 295。
- 25) 戦後の「軍・封・帝国主義」論争時点ではこの移行期を「日露戦争前後」としている(神山『「世界史の一考察」に答える』『著作集』[4] p. 257)。しかし, いずれにしろ, 神山の場合, 「軍事的・封建的帝国主義」の確立時点の検証内容と比較すると, 日本における近代的帝国主義成立時点にかんする論証は戦後の論稿をふくめてもいちじるしく稀薄である。このことは, 神山における最大の問題関心が, 天皇制を「軍事的・封建的帝国主義」と規定する論拠を構築することであり, 日本資本主義が日露戦争期以降近代的帝国主義としての性格をもつにいたったことは当然の

ことと認識されており、神山にとってそれはいわば与件であったことを示すものといえよう。この点は、本稿第II節注19)の記述内容との関連であらためて注意を促しておきたい。

26)『著作集』(2) p. 296。

27) 同上, p. 228。

28), 29) 同上, p. 307。

30) 同上, pp. 307-308。

31) 同上, p. 31。

V

『神山茂夫著作集』(全4巻)所収の諸論稿の内容を検討することによって「二重の帝国主義」論の成立過程を明らかにすること、これが本稿の第一の課題であった。この課題は以上によって一応果たされた。残る課題は、第一の課題の解明から浮び上る「二重の帝国主義」論の論理構造の特異性を再確認しつつ、その理論が戦前期日本帝国主義の分析の方法としてどの程度の有効性をもちうるかを吟味してみることである。以下、この第二の課題に答えながら本稿を締め括ることにしよう。

まず最初に再度確認しておくべき点は、神山にとって「二重の帝国主義」とは実体としての二つの帝国主義の二重性である、ということである。現行『天皇制に関する理論的諸問題』の若干の章句には、前節注6)で述べた例のようにやや文意不鮮明な箇所がなくもないが、1939年の『君主制に関する理論的諸問題』に至る神山の思考の熟成過程を辿りさえすれば、「軍事的・封建的帝国主義」とは、神山にとって、軍事的侵略性を露わにした段階の、それに固有の物質的基礎をもつ絶対君主制そのものを指す概念であったことは疑う余地がないからである。

それでは、この全く異質の二つの帝国主義はいかにして一つの帝国主義に統合されるのか。言葉を換えれば、「二重の帝国主義」が日本帝国主義に統一される論理はどう組み立てられているか。日本において独占資本が寄生地主的土地所有や国家資本に依存しつつ発展してきたことや絶対君主制としての天皇制の軍事的侵略政策が独占資本のそれを代位・補完していることなど

を指摘するだけではこの場合おそらく不十分であろう。求められているのは、二つの帝国主義が一つの国民経済ないしは国家に統合される論理そのものだからである。神山の場合それは必ずしも明示的であるとはいえないが、私はその論理の要をなすものこそ、国家＝暴力機構論と「国家と政府の区別」論の合成からなるその特異な国家論であった、と考える。すなわちまず一方「軍事的・封建的帝国主義」はもっぱら暴力機構としての「国家」概念に帰属させられ、それ自身固有の物質的基礎をもつものとして捉えられる。他方、近代的帝国主義（軍事的侵略性を基本的属性とする独占資本主義）は権力構造の問題としてはもっぱら「政府」レベルのそれとして限定的に把握される。「国家」と「政府」とは異なるのだから神山にとってこの二つは矛盾なく成立する。こうして、異質の二つの実体は「国家」とそれから区別された「政府」との統合物において統一され、一つの帝国主義（＝日本帝国主義）が構成される、というわけである。

「二重の帝国主義」が一つの帝国主義に統合される論理はこれしかない、と私は考えるのであるが、もしこの解釈に誤りがないとして、はたしてそれは説得的といえるであろうか。

第一に、革命的実践の過程でその担い手が打倒すべき敵対物としてまず直面したものであったが故にそう把握されることになった暴力機構（武装した人間集団とその物質的付属物・強制施設）としての狭義の国家のみを、レーニンに従い国家と誤認した点において、それは説得的ではない。だが、この点は、レーニン『国家と革命』がマルクス主義国家論の聖典であった当時においてはやむをえないことで、ひとり神山の責任に帰すわけにはいくまい。問題はその「国家と政府の区別」論の方にある。すなわち第二に、その「国家と政府の区別」論がスターリンの論稿の恣意的解釈にもとづくものである点において、それは全く説得性に欠けているのである。

神山の「国家と政府の区別」論の特徴は、すでに引用したように、「国家と政府の階級的性質は同一であるが、政府の採用する日常政策の階級的性質は、必ずしも国家の階級的性質と同一でないこと。そしてこれら諸事情の結

果、政府の階級的性質は国家とは部分的に異なる規定をもなしうる²⁾ (傍点引用者) という一節に集約されている。こうした「国家と政府の区別」論を前提にして神山は、「国家」とは区別された「政府」の中に「帝国主義ブルジョアジー」の「階級的性質」を見出し、「軍事的・封建的帝国主義」と近代的帝国主義を日本帝国主義の中に統合したのであった。だが、国家を仮に暴力機構としてのみ捉えたとしてもその権力の中核（スターリンによれば「指導の上層部」）をなすのは行政権力＝政府権力なのだから「国家」と「政府」の間にたとえ「部分的」であれ階級的性質の差異を認めることはできないはずである。にもかかわらず、神山は一方で「国家と政府の階級的性質は同一である」といいながら、他方で「それら諸事情の結果」というだけでその間の論理的繋がりを一切明らかにしないまま「政府の階級的性質は国家とは部分的に異なる規定をもなし得る」と断定するのである。これは、そうでもいわなければ実体としての異質の二つの帝国主義を日本帝国主義に統合する論理を組み立てられなかったからであろうが、いま一つの理由は、その所説の裏付けにスターリンの論稿があったからである。しかし、神山が依拠し自説の支えにしようとしたスターリンの論稿（「労働者＝農民政府の問題によせて——ドミートリエフへの回答——」）を一読すれば明らかなように、スターリンはそのようなことはどこでも述べていない（それどころか神山のような議論が成立しないことをスターリンは強調さえしている）のであって、神山独自の「国家と政府の区別」論はスターリンの論稿の恣意的解釈にもとづく、当時のマルクス主義国家論からも逸脱——もしそれを創造というなら誤った方向に創造——した議論であることが判明するのである³⁾。

このようにみてくれば——その天皇制＝絶対君主制論、寄生地主的土地所有＝封建的土地所有論などの背理性を措いて考えても——「二重の帝国主義」論は戦前期日本帝国主義の分析の方法としては到底有効性をもちえないといわざるをえないのであるが、実は「二重の帝国主義」論それ自体を批判することはそれほど難しいことではないのであって、大切なのは、実践的課題とつながりをもった「プチ・帝国主義」論争以降の日本帝国主義論史において

占める「二重の帝国主義」論の位置を正確に測定しながら、その理論をそれが生み出されてくる根拠ともども相対化しつつそのもつ意義と限界を照射することなのである。今日、戦前期の日本帝国主義の分析を行う際政治と経済がいちじるしく乖離しつつ又複雑にからみ合う後発帝国主義の困難な分析を途中で放棄して「軍事的・封建的帝国主義」概念を安易に登場させて不用意に「二重の帝国主義」論的把握に研究が傾斜していく道をあらかじめ閉ざしておくためにも、それはぜひとも必要なことだからである。

「二重の帝国主義」論をそうした視角から理論史に位置づけようとするとき是非とも見落してならないことは、これまでしばしば注意を促しておいたように、神山がその理論構築の過程で常に最大の批判の対象としていたのが猪俣津南雄の議論であった、という事実である。

すでに触れたとおり神山は『君主制に関する 理論的諸問題』と同じ時期に、戦後『日本資本主義分析の基本問題』として公刊された「講座派」批判の「覚書」を作成していることが示すように、偽装転向後の神山の批判の対象が「労農派」から「講座派」へと重心を移動させつつあったことは確かに否定できないし、上記『基本問題』に「講座派」の理論的欠陥の一つとして「軍事的封建的帝国主義と近代的帝国主義の区別をしらぬ」点が指摘されていることもまた確かである。だが、前者は「農業における資本主義的發展の二つの途」などをふくむ神山理論全体については妥当しても「二重の帝国主義」論に直ちにあてはまるというわけではないし、後者は出来上った「二重の帝国主義」論の立場からの「講座派」批判と読まれるべき性質のものと私は判断している。「二重の帝国主義」論の形成途上においても、また『諸問題』においてもあの『「軍事的封建的」な旧露資本主義』という一句をふくむ主要資本主義国の構成上の特質を簡潔に書き出した「序言」と日本を「半農奴制的軍事的帝国主義」とする規定を包含する山田盛太郎著『日本資本主義分析』が批判の対象としてまったく登場していない事実⁵⁾に注目すれば「二重の帝国主義」論（神山理論全体ではなく）の成立に「講座派」理論が決定的な「否定的媒介」をなしていたとは考えられないのである。これに対して猪

侯津南雄は恒常的に否定されるべき対象として存在しつづけ、そしてしばしばそういうものとして登場してきたのであった。

それでは、このことは「二重の帝国主義」論の成立とどのようにかわるのであろうか。

ここで大事なことは、第一に、神山がかつてその立場に立ち、「32年テーゼ」に接して訣別した「31年テーゼ草案」の戦略論に酷似した戦略論を精緻に展開していたかつての「労農派」の最大の理論家が猪俣津南雄であった、ということであり、第二に、すでに指摘したとおりその戦略論において猪俣は目的を「帝国主義の打倒」におきながら日本帝国主義の特殊性把握を通じて近代天皇制を第一義的に帝国主義の権力として捉えていた、ということである。⁶⁾この点を確認すれば、神山にとって、猪俣を（そしてかつて自からが立っていた戦略論的立場を）徹底的に批判するためにはまず「32年テーゼ」の二段階革命論を完全に自からのものにすること、そのためにマルクス主義国家論とりわけ絶対君主制論を自力で展開できる力量を身につける必要性があったことを直ちに諒解できるであろう。1932年11月の「日本における革命の中心問題」はそのための理論的営為の所産であった。しかし、それだけではもちろん十分ではない。猪俣が天皇制を帝国主義の権力とし、そういう意味で戦略目標を「帝国主義の打倒」にしている以上、神山にとっては、天皇制がいかなる意味で帝国主義の権力なのかを、猪俣とは全く異った立場から論証する 必要があったはずだからである。「32年テーゼ」においてはじめて登場した「軍事的・封建的帝国主義」概念は、この場合神山にとって猪俣批判の決め手になりえたと考えられる。天皇制は帝国主義の権力だが、決して近代的帝国主義の権力ではなく「軍事的・封建的帝国主義」の権力である、という命題を樹立することが可能となったことによって。1934年3月の『『転向派』の示威運動』から『君主制に関する理論的諸問題』まではこの命題樹立への理論的営為であったとみることができよう。そして、そういう神山にとっても日本については近代的帝国主義の存在そのものまでは否定できなかったのだから——かつて高橋亀吉はそれを否定しそこから「プチ・帝国

主義」論争が始まったのであったが——この命題の樹立は同時に「二重の帝国主義」論の樹立を意味していたのである。

「二重の帝国主義」論はこのように戦前の日本帝国主義論史に位置づけられると思うが、以上の文脈に自から明らかなとおり、天皇制を絶対君主制と規定しつつもあくまでも近代的帝国主義を代位・補完する役割を担う日本帝国主義の権力として把握しようとした点において、「二重の帝国主義」論は猪俣の場合と同様、日本帝国主義論史において重要な意味をもつと私は考える。それは、かつての猪俣の論敵であった『マルクス主義』誌上の論客達を現実感覚の面でも理論水準の面でも抜いていた、⁷⁾ といつてよい。しかしかつて猪俣が近代的帝国主義としての日本帝国主義の歴史的特殊性を把握しようとする過程で着目し、それを「金融資本」概念の中に組み入れつつ金融資本的蓄積様式の日本の特殊性を捉えようと努力した「国家資本」を、⁸⁾ いとも無雑作に寄生地主的土地所有と並べて絶対君主制としての天皇制の物質的基礎としていることに集中的に現われているように、「32年テーゼ」の枠組みを遂に抜け出られなかった点において、神山とその「二重の帝国主義」論は、今日の戦前期日本帝国主義の分析方法にはほとんど付け加えるべきなにもものをもっていないと見做さざるをえないのである。かつて猪俣が近代的帝国主義としての日本帝国主義の権力として天皇制を把握しようとしたことによってイデオロギーとしての天皇制に着眼するに至ったの⁹⁾ に対し、その猪俣の国家論（の欠如）を批判しつつ国家＝暴力機構論を展開したことによって日本帝国主義におけるイデオロギーとしての天皇制の分析の芽をつぶしてしまったこと¹⁰⁾ においても、それはそうであった。たしかに国家論において弱点をもちつつも猪俣津南雄の日本帝国主義論の中には今日汲取るに足る方法上の諸論点が少なからず存在していると思うし、それは彼が日本帝国主義の特殊性を世界体系としての帝国主義の中での後発帝国主義国の問題として捉えようとした、その世界史的視角に由来すると考えるが、そうとすれば、神山の「二重の帝国主義」論の方法としての不毛性は天皇制＝絶対君主制論に呪縛された一国史観にやはり原因をもつといわなければならないであろう。¹¹⁾ そ

の意味で「二重の帝国主義」論は、戦後神山が批判して倦むところを知らなかったあの『日本資本主義分析』の方法上の限界とまったく同質の限界をもっていたのであった。¹²⁾ (完)

- 1) 中村政則氏はかつて「二重の帝国主義」論をこう評した。「第二の『二重の帝国主義論』については、その『軍事的封建的帝国主義』概念が、あるときは政治的上部構築(=天皇制権力)を指す概念として使用されているかと思うと、場合によっては近代的帝国主義と区別された軍封帝国主義(=土台概念)を含む概念でもあるかのように使用されていて、概念の混乱が見られる。あるいはそれを回避しようとして——というよりそれが本来の主張なのだが、『軍封帝国主義』概念を国家権力そのものを指す概念として限定しようとするほど、逆に『軍封帝国主義』と経済構造との関連は曖昧となり、その楯の半面としてこんどは『近代帝国主義』が国家権力に与える規定性についてはきわめて一面的な評価(日本におけるファシズムの不成立)しか与えられないという難点をもっている。それ故に筆者はこのようにアンビギュアスな論理に賛成するわけにいかない」(中村「日本帝国主義成立史序論」『思想』No. 574, 1972年) p. 2, 傍点原文)と。文中「軍封帝国主義」の「帝国主義」に傍点を付して強調し、「土台概念」と等号で結んでいるのは何を云おうとしているのか文意不明なので、いうところの「概念の混乱」の意味内容も明瞭でないが、神山にあっては「軍事的・封建的帝国主義」概念は、『諸問題』の叙述に部分的に若干曖昧さを残す箇所があるとはいえ、全体としては中村氏がいうような混乱した内容のものではなかった。日本においてはそれは、半封建的土地所有(寄生地主的土地所有)と国家資本を物質的基礎とするところの、軍事的侵略性を露わにした明治20年代以降の絶対主義的天皇制そのものを指す概念であったからである。「二重の帝国主義」論における問題点は、けっして論理のアンビギュエティーにあるのではなく、すぐあとで述べるように、実体としての二つの帝国主義を統合するその特異な国家論の論理にあるとすべきであろう。
- 2) 『著作集』(2) p. 237。
- 3) 神山が『諸問題』で典拠を明らかにしたスターリンの「同志ドミトリーエフへの手紙」とは『スターリン全集』第9巻(大月書店、1953年)所収の1927年に書かれた「労働者=農民政府の問題によせて(ドミトリーエフへの回答)」(pp. 202-214)のことである。スターリンはそこでプロレタリアが国家権力を掌握しているにもかかわらずソヴィエト政府を「労働者=農民政府」と呼ぶ理由を、ドミトリーエフの質問に答えるという形で明らかにしている。スターリンによれば「労働者=農民政府」とは決して単なる煽動的スローガンではなく革命後の「階級諸力の状態に照応して」実際に存在する政府なのである。では国家権力をプロレタリアが掌握しているのになぜ「労働者=農民政府」は存在しうるのか。スターリンによれば、

「国家と政府とは、その階級的な性格からすれば同種のもので」いずれも「プロレタリア的である」が、政府は国家と同じものではなく前者は後者の「指導的上層部」である。そしてこの「指導的上層部」は「プロレタリア独裁という階級目的を実現するために」「日々の政治」としてさまざまな「方法および手段」を講じなければならないが、ロシアのように「農民が大多数をしめている」国では「労働者と基本的農民大衆との同盟を保持し強化すること」こそがそのための決定的な「方策」となるのであって、この「同盟をはなれては、われわれの政府は無力」なのだから、その政府をわれわれは「労働者＝農民政府」と呼ぶのである。これが神山が依拠したスターリンの論稿の骨子である。それは、革命後プロレタリア独裁が完成するまでの過渡期におけるプロレタリア国家の指導部が日常政策においてとるべき方法と手段の内容から提起されたきわめて実践的な「国家と政府の区別」論であったとみるべきであろう。それは直ちに無媒介に国家論一般に適用できる性質のものではないし、まして、政府は国家とは異なる階級的性質をもつものと規定できる、という解釈など引き出しようのない内容のものであった。スターリンはこうした解釈にならぬよう、「現在の発展段階におけるソヴェト政府の政策は、本質的には労働者と基本的農民大衆とのまさにこのような同盟をたもち、強化する政策である」という言葉につづけてわざわざ「この意味で——その階級的な性格という意味ではなく、ただこの意味でのみソヴェト政府は、労働者＝農民政府なのである」（傍点引用者）といっているのである。神山の「国家と政府の区別」論とは全く似て非なるものであることはもはや多言を要しないであろう。

- 4) 津田道夫氏は、「神山茂夫は、たしかに、日本帝国主義を、その経済的＝階級的根拠と、その侵略勢力の二重性においてとらえ、そこから、日本帝国主義の侵略動態（現象）における二重性・葛藤の根拠を説明した。しかし、彼は、レーニンの国家機構論・俗流反映論の見地にたっていたため、日本帝国主義の二重性、二重の性格規定性を、実体としてとらえるかたむきがあった。だが、神山の本来の意図をいかすためには、それは実体としての侵略の体制を規定する二つの対象化された意志——もちろん、そのそれぞれの対象化の過程は複雑な媒介をふくみこんでいる——の絡みあい・葛藤・妥協としての二重性としてとらえかえされなければならない。たとえば、独占資本主義の侵略性といっても、その経済権力としての独占資本が、政治権力としての天皇制のなかに、どういう階級的意志をもちこもうとしたかという点での、その固有の侵略性についていわるべきであり、また、天皇制の側にそくしてみれば、そのことにより、独占資本の意図を、どんなふうに『代位』『補充』したかについて問題がたてられるべきであったのに国家機構論の立場にたった神山に、そうした理解は望むべくもなかった」という（津田「日本マルクス主義と神山理論・2」『現状分析』第56号、1975年、p. 24、傍点原文）。だが、帝国主義の実体としての二重性把握ははたして神山にとって「かたむき」だったのだから

うか。私はそうは思わない。それは「二重の帝国主義」論の理論上の核心部分をなしていた、というのが私の理解である。したがって神山の「本来の意図」をそれとは別のところに求めることもあまり意味のあることとは思われない。津田氏のいうような意味における二重性の把握であるなら、分析方法として有効性のある程度もちえると考えるが、その場合にはもはや天皇制＝絶対君主制論は成立しえず、その方法は神山の「二重の帝国主義」論とは全く別のものとなるはずである。

5) 本稿の第 II 節注 19) で紹介したように、津田道夫氏は固有の意味での神山理論はその理論形成史における最後の第 3 段階 (1939—41 年) において「講座派」理論を「否定的媒介」として成立した、とみる。神山理論を全体としてみた場合はそういってもよからうが、「二重の帝国主義」論にかぎっていえばその証拠として津田氏が紹介している論稿はすべて戦後のもの (中には小山弘健氏の戦後の論稿をもふくむ) であって、「二重の帝国主義」論の形成途上で「講座派」理論が「否定的媒介」となっていたことを津田氏は疑問の余地なく立証しているわけではない。なお、念のためにいえば、神手が「二重の帝国主義」論を構築していく途中で「講座派」を批判しなかった、ということをごここで云おうとしているのではない。彼は時折、そして『諸問題』においては各所で「講座派」を批判の俎上にのせている。しかし、「二重の帝国主義」論形成途上で「講座派」理論が「否定的媒介」となる以上は、それはたんに「講座派」理論一般ではなく、神山の「二重の帝国主義」論とは全く異質の、いわば一重の帝国主義として日本帝国主義をとらえつつその「軍事的半農奴制的」性格を論じていた『日本資本主義分析』でなければならないはずである。にもかかわらず「二重の帝国主義」論の形成過程では『分析』は神山にとってまったく視野の外におかれていたのであった。戦後にいたって確かに神山 および「神山派」の論客はこもごも『分析』に論難に近い批判の言辞をあびせたが、このことから直ちに理論形成史における「否定的媒介」として『分析』を想定することはできない。理論が完成した後その理論によって『分析』を批判したとみる方が素直な見方であろう。『日本資本主義分析の基本問題』に一箇所だけある「二重の帝国主義」論的見地の欠如という『分析』批判の一句もそう読みとれるのである。

6) この点について詳しくは前掲の拙稿「猪俣津南雄の日本帝国主義論」を参照されたい。

7) この点についても前掲拙稿参照。

8) なお、ここで一言すれば、神山がその理論の要に用いた「軍事的・封建的帝国主義」とは、レーニンの短期間 (1915 年 7 月～12 月) の論稿のみに登場する概念であって、1916 年春に『資本主義の最高の段階としての帝国主義』を書いて以後はどこにも登場しない。1916 年 10 月の『帝国主義と社会主義の分裂』の一節 (『レーニン全集』23 p.123) もしばしば「軍事的・封建的帝国主義」をレーニンが論じたものとして引用されるが、それは間違いで、そこには「軍事的・封建的帝国主義」と

という言葉はなく、そのないことが重要なのである。『帝国主義論』完成後レーニンの論稿から「軍事的・封建的帝国主義」概念が消滅したということは、レーニンの理論におけるこの用語の一過性を示すものとして十分注目すべきではないか、と私は考えている。神山の「二重の帝国主義」論の方法としての不毛性はおそらくこの点にまで遡って考えなければならないであろう。

- 9) 前掲拙稿参照。
- 10) 津田道夫氏は、神山の『天皇制に関する理論的諸問題』における「国家論上の建前は、あくまでもレーニン三二年テーゼ的な国家＝機構論、ないし、国家＝暴力組織論である」が、「実際の分析において、神山は、そういつてよければ、イデオロギーとしての天皇制の問題に肉迫している」という（『日本マルクス主義と神山理論・その3』『現状分析』第57号、1975年、p. 74）。しかし、はたしてそういえるか、同氏のこの引用文以下の叙述を読んでも納得するのは難しい。この点の検討は省くが、少くとも猪俣ほどには自覚的にイデオロギーとしての天皇制を重視していなかったことは間違いなさそうである。
- 11) 神山理論の形成史の第3段階において「国際帝国主義論の見地」＝『諸国家の体系』（レーニン）のなかにひきずって、日本の帝国主義動態を観察する」視角がはじめて現われ、『二重の帝国主義』論も、まさに、こういう状況とのかんれんにおいて形づくられた」と津田氏はいう（前掲『現状分析』第56号所載論文 p. 20）。たしかに、『諸問題』第10章で日本における「軍事的・封建的帝国主義」の打倒が日本の植民地、中国、東南アジアの解放に直接連繫することを強調している点からも神山が「一国革命主義的観点」からはっきり抜け出していたことは確実といえるし、また例えば第4章の「絶対君主制の成立及びその崩壊には当該の国のおかれた国際的環境、特に隣接諸国の経済的政治的体制とその諸政策、並びに当該の国が採用する対外政策の如何が強く影響する。この事実を過小評価する事は断じて許されない」（『著作集』〔2〕 p. 246）という一節にも明らかなとおり、日本をとりまく世界史的国際環境にも神山が目を向けていたことを私が見落しているわけでもない。問題はそういう点にあるのではない。ここで私が一国史観というのは、「軍事的・封建的帝国主義」とともに日本帝国主義を構成する近代の帝国主義についてはその後発性と帝国主義世界の規定性からくる構造的特殊性にほとんど関心をいだいていない、という意味である。このことは神山にとって日本帝国主義の近代の帝国主義的側面はほとんど与件に近かったということとおそらく無関係ではあるまいが、もし、猪俣がそうしたように、この側面に目を向け、その特殊性の生み出される根拠を徹底的に究明する姿勢を堅持していたならば、その同一の根拠に基因する国家権力の特殊性にまで目が向い、決してそれを絶対君主制と規定することで万事足れりということにはならなかったであろう、というのがここで私の云いたい点なのである。

